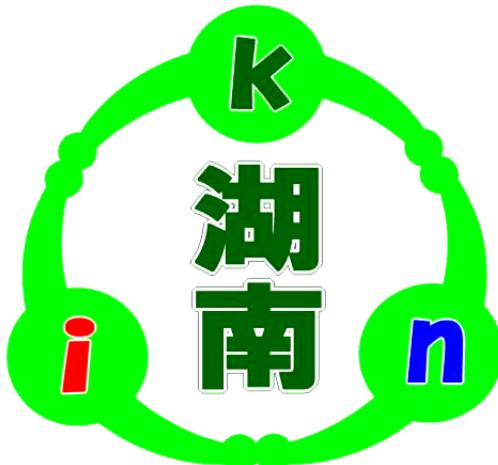


令和7年度 まつえ湖南学園

学校いじめ防止基本方針



～いじめを しない！ させない！ 見逃さない！～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

上記の考え方のもと、『いじめ防止対策推進法』（平成25年6月）に基づき、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、すべての児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、本「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校・学園づくりを推進する。
- ②児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童・生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係各教育機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して指導、支援にあたる。

松江市立乃木小学校

『本校の概要』

全校児童は842名、32学級で、教職員は78名（令和7年7月11日現在）である。クラス替えは原則毎年実施。校区内には、幼稚園・保育所、中学校、高等学校、大学が存在しており学園都市となっている。また、高速道路、JR乃木駅、複数の大型店がある。新規の住宅地やマンション等も建ち並んでいる地区である。

1 基本的な考え方

- ◆いじめは重大な人権侵害事案であり、許されない行為である。
 - ・「人権」の意味と大切さ、それを侵害（差別）することは許されない行為（犯罪）であること。
- ◆いじめによって苦痛を「受けている側」の立場に立って対応する。
 - ・いじめを受けている児童は自尊心を傷つけられ、想像以上の苦痛の中にいることを認識する。
- ◆いじめは「されている側」の問題ではなく、「する側」の問題である。
 - ・いじめは、差別問題と同様に、「いじめをする人、加担する人がいるから起こる」という基本的な認識をもとにに対応する。いじめられる側の問題ではなく、する側、加担する側の問題であること。
- ◆どこでも、どの児童にも起りうる。
 - ・今日のストレス社会における思春期では、欲求不満や劣等感のはけ口が「いじめ」に表れやすいこと。
- ◆いじめの予防と解決には、全教職員の強い思いと児童自身の力、保護者の思いが必要である。
 - ・「いじめをしない、させない、見逃さない」という取組を、教職員はもちろん、児童自身による取組が重要。同時に、教育の第一義的責任を有する保護者の思いが必要となる。

2 具体的な取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体を取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習を通して達成感や成就感を育てる。周りから認められることによって自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようとする。

「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

また、集団の中で一人ひとりに役割が与えられ、役割を果たすことによって、所属感を共有し、自立や社会性（仲間意識）を育てる。

【組織的な対応】

(1)学校いじめ防止対策委員会の設置

校長、教頭、PTA会長、生徒指導主任、生徒指導副主任、当該学年部、養護教諭、スクールカウンセラー等

(2)情報の共有と対応

①全職員が情報を共有し、同一方向で指導に当たる。

発見者又は相談受者→学校いじめ対策組織での協議。

②連絡チャット、職員終礼、職員会議での説明と報告

事案が起これば、可能な限りその日に報告。対応が中途でも報告する。

③保護者への説明

状況によっては、学年・学級委員長・学級委員と協議し保護者会を招集する。

保護者を招集し、いじめと認識した経緯やその後の対応について説明する。

【いじめ未然防止教育の取組】

(1)授業改善

- ・児童が道徳教育をはじめとする教育活動全般において自主的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめの防止に資する活動の推進をする。
- ・分かる授業、納得のできる授業をする。
- ・「教室は、まちがってもいいところ」という安心感のある授業づくりをする。
- ・参加できる、活躍できる授業をつくる。
- ・人権に視点を当てた授業公開をする。

(2)いじめを「しない」「させない」「見逃さない」集団づくり

- ・学級経営の中に、学び合う授業や仲間づくりをねらった実践をする。
- ・全校縦割りのなかよし班活動（運動会、なかよし広場、清掃活動等）を通してお互いが知り合い、助け合ったり、力を出し合ったりする。
- ・日々の児童観察をはじめ、アンケートQ-Uを活用したより良い集団づくりを進める。
- ・人権月間（11月）の取組を工夫する（授業公開、標語、委員会の取組 等）。

(3)教育相談の実施

- ・年間2回、放課後全員を対象として教育相談を実施する。

(4)生徒指導校内研修

- ・学期に1回、校内生徒指導研修会を行う。市教委、スクールカウンセラー等外部から講師を招いて実施する。

(5)生徒指導部会の実施

- ・毎月1回、生徒指導部で学年の様子などを報告し合い、いじめの未然防止に努める。

(6)あいさつ運動の実施

- ・毎月1回、児童の登校時にあいさつ運動を実施する。全教員が輪番で当たる。

(7) 特別な支援や配慮が必要な児童への対応

- ・特別な支援や配慮を要する児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育（理解教育）を推進し、理解・啓発を図る。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、災害や事故により避難している児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【いじめの早期発見・早期解決に向けての取組】

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあり背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③被害を受けている児童が、仕返しを恐れるあまり暴力行為やいじめ等を否定したり申告したりしないことも少なくないことに留意する。
- ④おかしいと感じた児童がいる場合には、学年部や生徒指導主任に相談し、状況を共有化し、協力して対応する。
- ⑤学校いじめ防止対策組織を設置し、問題の早期解決を図る。
- ⑥「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、支援に生かしていく。
- ⑦「アンケートQ-U」の実施と結果の分析を計画的・組織的に行うことにより、落ち着いた学校生活や学級での居場所づくりを推し進める。
- ⑧学校の実態を適切に把握し、「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用し、対応を振り返りながら充実を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめが発生したら、すぐ対応前に学年主任・生徒指導主任・管理職に連絡、対応の相談をする。併せて「報・連・相シート」を使って記録する。
- ②学級担任だけで抱え込むことなく、学校いじめ防止対策委員会で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ③情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害の児童の身の安全を最優先に考える。加害の児童に対してはその児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で「いじめが決して許されない行為であること」「いじめを直ちにやめること」を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ④加害の児童以外についても、児童全体で加害行為を黙認しない態度を共有するなど、必要に応じて集団的な指導を行う。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を取りながら指導を行っていく。

(3)家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝え理解を得る。

②家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織

①「生徒指導職員会議」及び「職員会議」

・生徒指導職員会議を開き、生徒指導上配慮の必要な児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。問題行動についての報告を隨時行い、全職員に周知することで指導にあたる。

②「学校いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、当該学年部、養護教諭等によるいじめ防止の対策のための委員会を設置する。必要に応じてスクールカウンセラー等を招聘する。

③組織については、取組評価アンケートを行い、より機能する組織を作る。

(2)家庭や地域、関係機関と連携した組織

①いじめ問題解決のためには、家庭の協力と児童への支えが必要である。家庭訪問あるいは、学校での保護者会を開催する。

②状況によっては、松江市教育委員会生徒指導推進室の指導を受けて、地域や関係機関（中央児童相談所、松江警察署生活安全課、乃木交番）と連携をとつて進める。

4 重大事態への対処

(1)重大事態とは

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童が自死を予告した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することをよぎなくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安（不登校の定義）

○一定期間連續して欠席しているような場合などには、迅速に調査に着手

(2)重大事態の取り扱い

①児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に

当たる。

②児童または、保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 重大事態の報告

①学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、松江市教育委員会に直ちに報告する。報告を受けた教育委員会はこれを市長に報告する。

②松江市教育委員会に事案の調査を行う主体は①学校が主体となるか、②教育委員会等が主体となるか、どのような調査組織とするのか判断を仰ぐ。

(4) 重大事態の調査

①調査の実施方法

重大事態に係る調査にあたっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様相であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にしていく。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

②学校が調査主体の場合

ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

イ 市教委から派遣のいじめ対応専門家チームと校内の「学校いじめ防止対策委員会」とで調査組織を構成する。

ウ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

オ 調査結果を市教委に報告(※市教委から市長に報告)

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

③学校の設置者(市教委)が調査主体の場合

ア 市教委の下に、重大事態の調査組織を設置

イ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

エ 調査結果を市長に報告

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

5 地域や家庭との連携について

(1) P T A・保護者会、学校運営協議会等で学校の取組を説明し、保護者や地域の方々に理解や協力をお願いして、いじめ防止に努める。

(2) 学校だより等を活用し、地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

(3) いじめ防止の啓発活動に加え、相談窓口の紹介や救済制度等の広報活動にも努める。

